

栃木県シニアテニス連盟規約

栃木県シニアテニス連盟

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本連盟は、栃木県シニアテニス連盟（以下「連盟」という。）と称し、事務所は事務局長宅に置く。

(所 属)

第2条 連盟は、日本シニアテニス連盟（以下「本部」という。）及びその下部組織である
北関東地区に所属する。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 連盟は、テニスを通じ会員の健康増進と会員相互の親睦を深め、併せてテニスの普及発展に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 本部及び北関東地区の主催する事業に参加協力する。
- 二 連盟が主催する大会を、オープン大会も含め年間数回開催する。
- 三 近隣県との親善対抗戦を開催する。
- 四 地区活動として、県北、県央及び県南地区単位で行事を行い連盟はこれを後援する。

第三章 組 織

(組 織)

第5条 連盟に次の組織を置く。

- 一 会長の下に理事長を置く。
- 二 理事長の下に事務局を設置し、事務局内に総務部、経理部及び競技部を置く。
- 三 県内を県北、県央及び県南の3地区に分け、円滑な運営を目指す。

第四章 会 員

(資 格)

第6条 連盟の会員は女性50歳以上、男性60歳以上の者で、連盟の手続きを経て本部で許可された次の各号に掲げる者とする。

- 一 栃木県在住者
 - 二 県外の希望者
- 2 休会（疾病その他の理由）を願い出る者は、その旨を連盟に申し出て許可された者とする。ただし、休会承認後5年間連盟に連絡なき場合は退会扱いとする。
 - 3 復会を願い出る者は、その旨を連盟に申し出て連盟の手続きを経て本部で許可された者とする。
 - 4 退会を願い出る者は、その旨を連盟に申し出て、許可された者とする。
なお、会員が死亡したときはこれを退会したものとみなす。
 - 5 正当な理由なくして会費を納入しない者は退会扱いとする。
 - 6 休会中の者は、第7条に定める権利を有しない。

（権利と義務）

第7条 会員は、第4条に定める事業に参加する権利と義務を有する。

（会費）

第8条 連盟の年会費は2,000円とする。

- 2 会員は会費を毎年4月30日までに納入しなければならない。ただし、年度途中で会員になった場合は速やかに納入しなければならない。
- 3 4月30日までに休会を申し出て承認された者は、その年の会費は免除する。

第五章 役員

（役員）

第9条 連盟に常務理事、理事及び監事を置く。

一 常務理事

- 会長 1名
- 理事長 1名
- 事務局長 1名
- 総務部長 1名
- 経理部長 1名
- 競技部長 1名

二 理事

- 総務部担当 若干名
- 経理部担当 若干名
- 競技部担当 若干名

三 監事 2名

（役員を選出）

第10条 理事及び監事は各地区の会員の中から選出し理事会で承認する。

2 常務理事は理事の中から理事会において選出する。

(役員の仕事)

第11条 各役員の仕事は次のとおりとする。

一 会長は、連盟を代表し対外的な業務を担当するとともに、連盟全体を統括し北関東地区の役員を兼務する。

二 理事長は、会長を補佐し理事会等の業務を総括するとともに、会長に事故あるときは、その職務を代行する。また、北関東地区の理事を兼務する。

三 事務局長は、理事長を補佐するとともに、事務局の業務を総括する。

四 総務部長は、連盟内の総務全般を担当する。また、県内3地区の活動を支援する。

五 経理部長は、連盟内の収支を担当する。

六 競技部長は、連盟内行事の企画立案及び大会運営を担当する。また、県内3地区の活動を支援する。

七 監事は、連盟の会計及び業務の監査を行う。また、理事会等に参加し意見を述べることができる。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定年)

第13条 役員の定年は75歳とする。ただし、理事会の承認により、継続できるものとする。

(顧問)

第14条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応じて理事会に参加し意見を述べることができる。

第六章 会 議

(会議)

第15条 連盟の会議は理事会及び常務理事会とする。

(会議の招集)

第16条 理事会は、会長が召集しその議長となる。また、会長は、理事の2分の1以上から請求があったときは、理事会を召集しなければならない。

2 常務理事会は、必要に応じて開催する。

(審議事項)

第17条 理事会は次に掲げる事項を審議する。

- 一 理事、監事の承認及び常務理事の選任に関する事項
- 二 規約の制定及び改正に関する事項
- 三 事業計画及び執行に関する事項
- 四 予算及び決算に関する事項

2 常務理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 理事会に諮る事案等に関する事項
- 二 緊急性を伴う事案に関する事項

(会議の成立及び議決)

第18条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 常務理事会は、常務理事4名以上の出席をもって成立し、議決は全会一致とする。

第七章 会 計

(経費の支弁)

第19条 連盟の経費は、会費、事業収入及びその他寄付金等により支弁される。

(会計年度及び会計監査)

第20条 連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日をもって終了する。

2 会計監査は年度終了翌月に実施する。

第八章 雑 則

(補 則)

第21条 この規約に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年1月1日から施行する。

この規約は、平成27年3月26日から施行する。

この規約は、平成29年1月12日から施行する。